

令和5年9月1日

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

### 児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由による欠如の取扱いについて

日頃は、本市福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、「障害児通所支援又は障害入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」（令和5年6月30日改正）七に定める「やむを得ない事由」について、本市として下記のとおり取扱うこととしますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

なお、平成30年4月1日付「児童発達支援管理責任者の研修未受講事業所の取り扱いについて」は廃止します。

#### 記

① 研修の受講枠（定員）の都合により、受講できなかった場合

あらかじめ産休が見込まれるため、事業所が研修受講に努めたが、受講枠の都合により受講できず、児童発達支援管理責任者が欠けた場合、発生日から起算して1年間は、実務経験者であるものについて、児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

② 児童発達支援管理責任者が予期せぬ事由（急な病気・けが、事故、急な自己都合退職、死亡、失踪）により欠如した場合

上記の事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた場合、発生日から起算して1年間は、実務経験者であるものについて、児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

なお、当該みなし児童発達支援管理責任者が基礎研修修了者（当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となった者を除く。）であって、当該事由の発生した日以前から引き続き当該事業所に配置されているものである場合にあっては、当該事由の発生した日から当該みなし児童発達支援管理責任者が実践研修修了者となるまでの間（当該事由の発生した日から起算して2年間に限る。）児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

上記について、申立書を提出し、事業所として真に回避できない事態と認められる場合に限り認めるものとする。

（子ども発達支援係 TEL. 052-972-3187）